資料 1 国の機関等の申請の場合の申請者と代理人の関係

国の直属機 名 (大臣)
関 法令に基づく「事務委 任規則」等で機関の長 (こ、設備の受託、許認 可等の申請等が委任 されている場合は、大 臣から機関の長への委任状は省略。
法令に基づく「事務委 任規則」等で機関の長 に、設備の受託、許認 可等の申請等が委任 されている場合は、大 臣から機関の長への 委任状は省略。  和織 (理事長、学 長、病院長など) 法令に基づく「事務委 任規則」等で機関の長 に、設備の受託、許認 可等の申請等が委任 されている場合は、組 織の長から機関の長 に、設備の受託、許認 可等の申請等が委任 されている場合は、組 織の長から機関の長 と、放備の受託、計認 可等の申請等が委任 されている場合は、組 織の長から機関の長 への委任状は省略。  加力自治体 の直属機関 地方自治体(知 市町村長) 地方自治体(知事、市町村長) カ介委員会 (教育長) 教育委員会が所管 している学校及び 幼稚園の場合 ② 地方自治体 (知事、市町
任規則」等で機関の長に、設備の受託、許認可等の申請等が委任されている場合は、大臣から機関の長への委任状は省略。   2
に、設備の受託、許認 可等の申請等が委任 されている場合は、大 臣から機関の長への 委任状は省略。   運用機関の責任者   (独立行政 法令に基づく「事務委 任規則」等で機関の長に、設備の受託、許認可等の申請等が委任 されている場合は、組織の長から機関の長に、設備の受託、許認可等の申請等が委任 されている場合は、組織の長から機関の長いの委任状は省略。
可等の申請等が委任 されている場合は、大 臣から機関の長への 委任状は省略。
されている場合は、大 臣から機関の長への 委任状は省略。   同上   温織 (理事長、学 長、病院長など)   法令に基づく「事務委 任規則」等で機関の長 に、設備の受託、許認 可等の申請等が委任 されている場合は、組 織の長から機関の長 への委任状は省略。   同上   同上   同上   同上   同上   同上   同上   日上   日
田から機関の長への 委任状は省略。
表任状は省略。   表任状は省略。   表に表し、
行政法人等 の組織 (理事長、学長、病院長など)   選用機関の責任者   法令に基づく「事務委任規則」等で機関の長に、設備の受託、許認可等の申請等が委任されている場合は、組織の長から機関の長への委任状は省略。   同上
の組織 (独立行政 法人、国立大 学法人など)       長、病院長など)       法令に基づく「事務委任 (仕規則」等で機関の長い、許認可等の申請等が委任されている場合は、組織の長から機関の長への委任状は省略。         地方自治体の直属機関地方自治体の直属機関地方自治体の公立組織である当体の公立組織である当様の公立組織である。       地方自治体の公立組織である。       同上       同上         公立の学校および幼稚園の場合である学校及び幼稚園の場合である学校及び幼稚園の場合である学校及び幼稚園の場合である。       教育長から学校長への委任状は省略。       ①学校長からの委任状の委任状は省略。         ②地方自治体の場合である学校長への会任状は省略。       ・の委任状は省略。       ・の委任状は省略。         ②地方自治体の場合である学校長への会任状は省略。       ・の委任状は省略。       ・の委任状は省略。
法令に基づく「事務委   任規則」等で機関の長に、設備の受託、許認可等の申請等が委任されている場合は、組織の長から機関の長への委任状は省略。
法人、国立大 学法人など)
学法人など) に、設備の受託、許認 可等の申請等が委任 されている場合は、組織の長から機関の長 への委任状は省略。
中の申請等が委任 されている場合は、組織の長から機関の長への委任状は省略。地方自治体(知事・市町村長)同上同上地方自治体の立組織地方自治体(知事、市町村長)同上同上公立の学校および幼稚園の学校および幼稚園の場合学校長 (教育長)本育委員会が所管している学校及び幼稚園の場合一型校長からの委任状と当時人の委任状は省略。②地方自治体(対策を持定などの委任状は省略。中で表している学校及び幼稚園の場合中で表している学校長への委任状は省略。②地方自治体(対策を持定などの表に対している学校及び幼稚園の場合中で表している学校長への表に対している学校長の表に対している学校長への表に対している学校長の表に対している学校を表に対している学校を表に対している学校を表に対している学校を表に対している学校を表に対している学校を表に対している学校を表に対している学校を表に対している学校を表に対している学校を表に対している学校を表に対している学校を表に対しているとのものではなりまするとのものではなりまするとのものではなりまするとのものではなりまするのはなりではなりではなりまするとのものではなりまするとのものではなりまするとのものではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなり
地方自治体 の直属機関       地方自治体 (知 事・市町村長)       同上 同上 同上       同上 同上         地方自治体 の立直属機関       地方自治体 (知事、 市町村長)       同上 同上       同上 同上         公立の学校 および幼稚 園       ① 教育委員会 (教育長)       学校長 (教育長)       ①学校長からの委任状 ② 納入先告知申出書         教育委員会が所管 している学校及び 幼稚園の場合       教育長から学校長へ している学校及び 幼稚園の場合       の委任状は省略。         ② 地方自治体 (知事、市町       学校長       同上
#の長から機関の長 への委任状は省略。  地方自治体 地方自治体 (知事・市町村長)  地方自治体 地方自治体(知事、市町村長)  公立の学校 および幼稚 (教育長) 園 教育委員会が所管している学校及び幼稚園の場合 ② 地方自治体 (知事、市町 学校長 (知事、市町 を) の委任状は省略。
地方自治体 の直属機関地方自治体 (知事・市町村長)同上同上地方自治体 の公立組織地方自治体 (知事、市町村長)同上同上公立の学校 および幼稚 園①教育委員会 (教育長)学校長 (教育長) 教育委員会が所管 している学校及び 幼稚園の場合②納入先告知申出書②地方自治体 (知事、市町学校長同上
地方自治体 の直属機関地方自治体 (知事・市町村長)同上同上地方自治体 の公立組織地方自治体(知事、市町村長)同上同上公立の学校 および幼稚 園① 教育委員会 (教育長) 教育委員会が所管 している学校及び 幼稚園の場合学校長 教育長から学校長へ の委任状は省略。① 学校長からの委任状 ② 納入先告知申出書② 地方自治体 (知事、市町学校長同上
の直属機関       事・市町村長)         地方自治体の公立組織       地方自治体(知事、市町村長)         公立の学校および幼稚園       ①教育委員会 学校長 ②納入先告知申出書         教育委員会が所管している学校及び幼稚園の場合       教育長から学校長への委任状は省略。分稚園の場合         ②地方自治体(知事、市町       学校長         同上       同上         同上       同上
地方自治体 の公立組織地方自治体(知事、 市町村長)同上同上公立の学校 および幼稚 園① 教育委員会 (教育長) 教育委員会が所管 している学校及び 幼稚園の場合学校長へ の委任状は省略。 の委任状は省略。 (知事、市町② 地方自治体 (知事、市町同上
の公立組織市町村長)学校長①学校長からの委任状公立の学校 および幼稚 園(教育長) 教育委員会が所管 している学校及び 幼稚園の場合教育長から学校長へ の委任状は省略。 幼稚園の場合2 納入先告知申出書② 地方自治体 (知事、市町学校長 同上
公立の学校 および幼稚① 教育委員会 (教育長) 教育委員会が所管 している学校及び 幼稚園の場合学校長へ の委任状は省略。 幼稚園の場合② 納入先告知申出書② 地方自治体 (知事、市町一回上
および幼稚
園教育委員会が所管 している学校及び 幼稚園の場合教育長から学校長へ の委任状は省略。 の委任状は省略。 の委任状は省略。 同上 (知事、市町同上
している学校及び の委任状は省略。 幼稚園の場合 ② 地 方 自 治 体 学校長 同上 (知事、市町
幼稚園の場合②地方自治体学校長同上(知事、市町
② 地 方 自 治 体 学校長 同上 (知事、市町
(知事、市町
村長) 知事、市町村長から学
校長への委任状は省
教育委員会所管以 略。
外の者の場合
③ 学校長が免許 知事、市町村長または ① 学校長からの委任状

	団体扱いとなる、	の委任状及び規約、代	
	学校長が交代した	表者を証明する書類	
	時は、「免許人名	は省略される。	
	称の変更申請		
	(届)」が必要。		
登記されて	団体 (代表者)		① 団体の名称、所在地
いない団体			目的、組織等が確認
(町内会、自	団体名と代表者は		できる規約等のコピ
主防災組織、	セットの扱いとな		_
趣味の同好	り、代表が変更に		② 代表者の姓名が確認
会、運動クラ	なった場合は、「免		できる役員名簿等
ブなど)	許人名称の変更申		③ 団体(代表者)から
	請(届)」が必要。		の委任状
			④ 必要により、納入告
			知先申出書
登記されて	法人 (代表者)		① 団体(代表者)から
いる団体		民間企業と同じ法人	の委任状
(財団法人、	代表者変更届は不	扱いとなる。	② 必要により、納入告
社団法人、協	要。		知先申出書
同組合、学校			
法人、医療法			
人、福祉法人			
など)			

(注 1) 電波利用料の請求書は基本的には免許人(登録人)の住所宛となるので、出先機関や常置場所に請求を希望する場合は「納入告知先申出書」を提出する。

「納入告知先申出書」の提出は、代理人の押印で可能。PDF等の電子媒体で提出が可能なものは、電子申請と同時提出される無線局に限ります。

- (注 2) 登録局の電波利用料請求は、登録番号の単位に請求されるので、常置場所単位 に請求を希望する場合は、常置場所単位に登録申請と納入先告知申出書が必要となり ます。
- (注3) すでに登録開設している無線局の一部について、納入告知先を変更することはできません。この場合は、納入告知先を変更しようとする無線設備を廃止して、新たな登録申請と当該無線設備の開設を行い、希望する送付先を記した納入告知先申出書を届け出る必要があります。